

大分県報

令和四年
第三三六号
八月二十三日

(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の指定……………二
- 生活保護法等による施術者の廃止……………二
- 保安林の指定……………二
- 指定予定保安林(二件)……………三
- 公 告……………三
- 落札者等の公示……………三
- 情報公開条例運用状況……………四
- 個人情報保護条例運用状況……………五

○告示

大分県告示第三百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

庄内診療所

社会医療法人三愛会

由布市庄内町柿原二八〇番地の一

令三・九・一

龜島龜齡堂薬局

エム・ジェイ Pharmacy 株式会社

豊後大野市犬飼町犬飼字上本町一六番一

令四・五・三〇

ドラッグセイムス別府観光港薬局

株式会社九州セイムス

別府市船小路町一―三〇

令四・七・一

白川病院

医療法人末広

臼杵市大字末広字柳谷九三八番地の三

令四・七・一

渡部内科循環器科クリニック

医療法人社団純優会

別府市末広町六番三―一号

令四・七・一

つくし園

社会福祉法人直心会

中津市三光森山八二三番地二

令四・七・一

別府トキハクリニック

医療法人オムニス

別府市北浜二丁目九番一号

令四・七・一

佐伯保養院

社会医療法人敬和会

佐伯市東町二七番一―二号

令三・七・一

竹田クリニック

医療法人大分記念病院

竹田市大字会々字七里一六三六一―〇

令四・七・一

真辺歯科医院

真辺 健一

中津市大字大悟法五二九番地

令四・七・一

安心院わたなべ歯科

医療法人安心院わたなべ歯科

宇佐市安心院町木裳三八〇番地二

令三・七・一

新港町薬局

有限会社フジイ

別府市新港町一番二九号

令四・六・一二

永井薬局

永井 和枝

由布市湯布院町川上三七三七

令四・六・二四

有限会社キムラ薬局トキハ別府店

有限会社キムラ薬局

別府市北浜二丁目九番一号

令四・七・一

株式会社伊東薬局上野店

株式会社伊東薬局

日田市上野町五九八―三

令四・七・一

ウエガキ調剤薬局

有限会社エントル・ウエガキ薬局

豊後高田市浜町六六八番地の五

令四・七・一

令和四年八月二十三日

大分県報(告示)

フアーマシーさか いし	有限会社フアー マシー	別府市石垣東八丁目二三四	令四・七・一
ワタナベ薬局法鏡 寺店	株式会社ワタナ ベ	宇佐市大字法鏡寺八〇一	令四・七・二〇
訪問看護ステ－ ション佐伯の太陽	社会医療法人小 寺会	佐伯市常盤東町六番三〇号	令四・五・一
湯のまち訪問看護 ステ－ション	一般社団法人湯 のまち	別府市南立石一〇七九番地の一 三二	令四・七・一二

大分県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞		
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地
医療法人豊海歯科 医院	医療法人豊海歯 科医院	佐伯市大手町三丁目八番一号
龜島龜齡堂薬局	エム・ジェイ Pharma株 式会社	豊後大野市犬飼町犬飼字上本町 一四番一
		令四・五・三二
		令四・五・二九

大分県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
安東拓哉	あんどう整骨院	別府市亀川四の湯町二〇一八	令四・五・六
利光知則	別府在宅マッサー ジ	別府市天満町二二一四	令三・七・一

大分県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞		
施術者の氏名	施術所の名称	所在地
安東拓哉	あんどう整骨院	別府市大畑六組の一 永野ビル 一〇一
利光知則	別府在宅マッサー ジ	別府市天満町二二一七 西村ビ ル三〇三号
		令四・五・五
		令三・六・三〇

大分県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 保安林の所在場所
宇佐市安心院町東椎屋字西野七六五番三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市大字堅田字黒岩一九三六番一から一九三六番四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字黒岩一九三六番一・一九三六番二・一九三六番四（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字小野市字原五六五番一、五六六番一、五六六番二、五六六番四から五六六番六まで、五六六番八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る役務の名称及び数量

グループウェア利用に係るリモートアクセスシステム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三、六八九二、〇八八一、四二五 八 〇 一五二 〇 二六

2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳

区 分	処 理 件 数
知 事 事	二、〇〇二
議 会	一二五
教 育 委 員 会	一、一九二
公 安 委 員 会	四三
警 察 本 部 長	一七一
選 挙 管 理 委 員 会	三〇
監 査 委 員 会	七
人 事 委 員 会	九七
労 働 委 員 会	一
収 用 委 員 会	〇
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	〇
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	〇
公 営 企 業 管 理 者	六
病 院 事 業 管 理 者	〇
公 立 大 学 法 人 大 分 県 立 看 護 科 学 大 学	一
公 立 大 学 法 人 大 分 県 立 芸 術 文 化 短 期 大 学	一四
大 分 県 住 宅 供 給 公 社	〇
大 分 県 土 地 開 発 公 社	〇
合 計	三、六八九

3 苦情の申出の状況

申 出 件 数	〇	備 考
---------	---	-----

4 審査請求の状況

区 分	件 数	備 考
-----	-----	-----

三 落札者を決定した日
令和四年六月二十四日

四 落札者の氏名及び住所
N T T ・ T C リース株式会社 九州支店支店長 池 田 拓 光
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号 福岡センタービル九階
落札金額
四千六百七十二万八千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

五 契約の相手方を決定した手続

六 一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日
令和四年五月六日

大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）第三十三条の規定により、令和三年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。
令和四年八月二十三日

情報公開窓口の利用状況
大分県知事 広 瀬 勝 貞

区 分	利用者数	相談案内件数
情報センター	五、三二六	三七八
地区情報コーナー	七三二	九二
合 計	六、〇三八	四七〇

二 公文書の公開請求者数の状況

公開請求者数	備 考
四一九	法人等を含む。

三 公文書の公開状況

1 対象公文書処理件数及び処理内訳

（単位 件）

処理件数	処 理 内 訳					
	公 開	一 部 公 開	非 公 開	存 否 応 答 拒 否	公 文 書 不 存 在	適 用 除 外
						取 下 げ

審査請求件数	四
処理件数	一

四 情報提供の状況

1 情報提供申出

区分	処理件数
情報センター	一、四五二
地区情報コーナー	六二二
警察本部窓口	一
合計	二、〇七四

2 行政資料

区分	閲覧	資料提供	貸出し	写し交付
情報センター	一、五七五	五七六	四三	一、六〇一
地区情報コーナー	四三	一	一	六三三
警察本部窓口	一	一	一	二八
合計	一、六一八	五七六	四三	二、二五二

3 その他

区分	インターネット情報	映像情報
情報センター	三四	〇

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第三十六条の規定により、令和三年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和四年八月二十三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 個人情報の開示請求の状況

1 書面による開示請求の件数及び処理状況

請求件数	開示	一部開示	不開示	存否応答拒否	不存在	適用除外	取下げ
	処理内訳						

令和四年八月二十三日

※ 請求のあった一事案を分割して複数の処分を行っているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の計は一致しない。
開示請求件数の実施機関別内訳

区分	試験等の名称	請求件数
知事	職員採用選考	一六
議	現業職員採用選考	二
教	准看護師試験	四三
公	毒物劇物取扱者試験	八
警	登録販売者試験	四
選	クリーニング師試験	八一
監		〇
人		一
労		七
取		〇
海		〇
内		〇
公		〇
病		一
公		〇
公		〇
公		〇
合	計	一五五

2 口頭による開示請求（簡易開示）の状況

区分	試験等の名称	件数
知事	職員採用選考	〇
現業職員採用選考		三
准看護師試験		八
毒物劇物取扱者試験		五
登録販売者試験		二九
クリーニング師試験		〇

大分県報（公告）

五

製菓衛生師試験	三
採石業務管理者試験	〇
県立工科短期大学校入学試験	八
職業能力開発校入校選考試験	三七
技能検定試験	一一
職業訓練指導員試験	〇
家畜人工授精講習会修業試験	〇
家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験	〇
県立農業大学校入学試験	〇
狩猟免許試験	一二
砂利採取業務主任者試験	〇
大分県立高等学校入学者選抜	四、一三一
大分県立特別支援学校（高等部及び専攻科）入学者選考	八
大分県立中学校入学者選抜	一八二
警察官及び警察職員採用選考	〇
警備員指導教育責任者試験	〇
機械警備業務管理者試験	〇
猟銃等講習会における考査	〇
教習指導員審査	〇
技能検定員審査	〇
運転免許技能試験	一三三
運転免許学科試験	一五、〇四四
停止処分者講習における考査（短期・中期・長期）	二
職員採用上級試験	一四九
職員採用中級試験	〇
職員採用初級試験	八四
職員採用医療免許資格職試験	一二
警察官A採用試験	二二

警察官B採用試験	三六
警察官B（女性）採用試験	一七
身体障がい者を対象とした職員採用選考	三
職員採用選考	一
看護師採用選考試験	一一
看護師（経験者）採用選考試験	一
助産師採用選考試験	二
病院薬剤師採用選考試験	〇
公立看護科学大学大学院入学試験	四
県立看護科学大学特別選抜試験	二五
県立看護科学大学大学院特別入学試験	〇
県立看護科学大学一般選抜（前期日程、後期日程）試験	四六
公立芸術文化短期大学一般入学試験	一二
県立芸術文化短期大学推薦入学試験	四九
県立芸術文化短期大学専攻科入学試験	一二
県立芸術文化短期大学特別選抜入学試験	一
合計	二〇、一〇七

二 個人情報訂正請求の状況	
請求件数	訂正 処理内 不訂正 処理内 訳
〇	―

三 個人情報利用停止等請求の状況	
請求件数	利用停止等 処理内 利用不停止等
〇	―

四 苦情の申出の状況	
請求件数	利用停止等 処理内 利用不停止等
〇	―

五 審査請求の状況

○	申出件数
	備考

○	区分件数	備考
○	審査請求件数	
○	処理件数	

令和四年八月二十三日

大分県報（公告）